

Title	体験者と非体験者間の境界線：原爆被害者研究を事例に
Sub Title	The dividing line between hibakusha and not-hibakusha
Author	八木, 良広(Yagi, Yoshihiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2007
Jtitle	哲學 No.117 (2007. 3) ,p.37- 67
JaLC DOI	
Abstract	The purpose of this study is to indicate the dividing line between Hibakusha (victims of the Hiroshima or Nagasaki atomic bombing) and not-Hibakusha, and how the researchers who are not-Hibakusha perceived it. In the arena that Hibakusha or Hiroshima Nagasaki (the symbol of anti-nuclear weapon) is taken as an object of study or art, as the representator does a work, whether or not he or she is Hibakusha is one of the significant merkmal, and until now many people have told it as identity, and the relationship between themselves and their works, together with the theory and methodology. In this article I also analysis my own research experiences. When I had an in-depth interview with one Hibakusha (lady), her narrating let me awaked that I was not Hibakusha. This stuck me strongly, and eventually I have continued to think it and the dividing line. Here I describe it, and by referring the existent ideas for the dividing line and not-Hibakusha's perception of it, I present a new idea as hypothesis to develop this arena and advance my study.
Notes	特集記憶の社会学 投稿論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000117-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000117-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

— 投稿論文 —

# 体験者と非体験者との境界線

— 原爆被害者研究を事例に —

— 八 木 良 広\* —

## The Dividing Line between *Hibakusha* and not-*Hibakusha*

*Yoshihiro Yagi*

The purpose of this study is to indicate the dividing line between *Hibakusha* (victims of the Hiroshima or Nagasaki atomic Bombing) and not-*Hibakusha*, and how the researchers who are not-*Hibakusha* perceived it. In the arena that *Hibakusha* or *Hiroshima & Nagasaki* (the symbol of anti-nuclear weapon) is taken as an object of study or art, as the representator does a work, whether or not he or she is *Hibakusha* is one of the significant merkmal, and until now many people have told it as identity, and the relationship between themselves and their works, together with the theory and methodology.

In this article I also analysis my own research experiences. When I had an in-depth interview with one *Hibakusha* (lady), her narrating let me awaked that I was not *Hibakusha*. This stuck me strongly, and eventually I have continued to think it and the dividing line. Here I describe it, and by referring the existent ideas for the dividing line and not-*Hibakusha*'s perception of it, I present a new idea as hypothesis to develop this arena and advance my study.

\* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程

## 1. はじめに

1 人の写真家の言葉からはじめることとしよう。

8月6日に広島を訪ねたのは、久しぶりであった。

60年という節目だったからだろうか、平和公園は、祭りの広場のように演劇化していた。…中略…。これも60年という年月の長さが成しているのであろう。記憶を共有し得なくなった者たちにとってできることは、おのれの生の燃焼を捧げることしかない。…中略…。しかし、私にとって興味深いのは、この賑やかな劇場空間と静かな被爆者とのあいだのキョリである。

当事者と非当事者とのあいだに横たわる深い乖離、その溝を埋め切れない人間の限界を超える思想が、この広島から生まれてくることを願うばかりである。(土田, 2005: 139)

写真家土田ヒロミは被爆60周年の年に広島を踏んだ。そして現在の被爆者の姿をそれぞれの生活状況が映えるよう写真に収め、適度な文章を添えて、29名のポートレートを作成した。被爆者はあの日から60年の齢を重ねつつ現在はそれぞれの日常を生きている、その様相が伝わってくるような工夫がそこには施されている。

彼が被写体を選んだ被爆者は『原爆の子』である。1951年長田新によって編集された被爆体験記『原爆の子』には186名の少年少女(小学5年生～大学生)の手記が掲載されている。土田は、戦後33年の1978年、その子どもたちが「いまどのような軌跡と意識の中にあるのか」という問題意識のもと、ルポライターの吹上流一郎とともに彼/女らの取材を試みた。背景には、原爆報道の年中行事的な在り方への疑義があり、単なるデータとしてではなく個々の人間を追うことで「ヒロシマの深い悲劇

性」を明示することを目指した。コネのない中地道な行方探しを決行し彼らが住所を突き止めることができたのはそのうちの107名で、対応の取り方として77名が取材に同意したものの、既に亡くなっていた人(6名)、取材を拒否した人(16名、うち1名は取材後死亡)、インタビューは許可したが撮影を拒否した人(8名)がいた。土田は同意した被爆者だけでなく、住所不明であった79名も含めて、それぞれの対応の取り方を「等価に記録」することによって「複雑に屈折するヒロシマの心」を捉えようとした(土田, 1979)。そのドキュメントが1979年発行の写真集『ヒロシマ1945-1979』である。

そして今回作成したのが、『ヒロシマ2005』である。大きな特徴として、79年当時から2005年の現在へと歴史的経過が追えるよう、一人当たり見開きページが割かれ26年分の時間差のある2つの写真が並べられている。前回同様撮影や取材を辞退する者、当時は撮影を今回は取材を辞退する者、そして死没しその妻が代弁している者がいる一方で、撮影を辞退したが今回は許可した者も他方では存在している<sup>1)</sup>。土田の取材への対応の取り方が変化した理由は、すべての対象者が明示しているわけではないため測りきれないが、例えば、被爆当時5歳だった女性は、(差別などに遭わぬように、という)子どもたちへの配慮から撮影を辞退していたが、一息つくことができ平和を伝える役割を意識したために撮影に応じた、という。それに対しある撮影辞退者は前回は子どもへの差別が気になるという理由で、今回は自分が顔を出したところで意味はないから遠慮したと語り、またマスコミが嫌いだという理由で取材辞退した者もいる。このポートレートを作成を構想したときに彼が掲げていた、個々の人間として被爆者を捉えるという態度は、2枚の写真と文字資料からなる個々の被爆者を「等価に記録」するという、前回より踏襲された方法によって貫かれており、われわれ(少なからず筆者)は多種多様な被爆者の日常性を意識させられる。

冒頭の引用も、そのことを指し示している。「反核」のプラカードを掲げている被爆者が一人掲載されているが、「賑やかな劇場空間」の構成員としてではなく、それとは必ずしも相容れない生の持ち主として彼は描いている。「賑やかな劇場空間と静かな被爆者とのあいだのキョリ」を見据え、彼/女らの日常を浮き彫りにしようという発想は彼の2つの「ヒロシマ」作品を貫くものとして理解できよう。また「当事者と非当事者とのあいだに横たわる深い乖離、その溝」も土田にとってはキータームである。彼は、別のところ（土田、1985）で、表現者として突き詰めていった結果、その「深い乖離」はそれとしてしか捉えることができず、非被爆者という位相から一步も動けない現実突き当たったと述懐している。原爆投下時彼はその場に居合わせず、親族にも友人にも被爆者はいない。そんな自分に「ヒロシマ」を語る「資格」があるのかという「畏れ」が最初からあり、取材後もあった。だが、「表現者としてのエゴイズム」が「ヒロシマ」へと駆り立て、過酷な運命への感情移入以外に唯一可能なこととして、「乖離」の深さを測ったのだという。そして、表現者としての醜態をさらし続け、持続的に「ヒロシマ」を見つづけることを表明している（土田、1985）。

この被爆者と非被爆者の間の境界線は、土田に限らず、「ヒロシマ」「ナガサキ」に関わる多くの人びと<sup>2)</sup>によって言及されてきた。網羅的に視野に収めることができているとは断言できないが、この分野では、触れざるを得ない問題の一つとして存在していると思われる。これは勿論研究者にも該当することである。被爆者を対象とした研究の領域では、明示的暗示的問わず、意識的にこの境界線に対する言及がなされてきた。これまでこの領域の研究者はどのようにそれに向き合ってきたのだろうか。本稿では、この問いに対する解答を導き出しながら、以後方法論的にどのように対峙していくことが可能かを仮説として提示したい。その際、土田や次に示す増岡の対応方法を参照項とする。この問題を考察する際の重要なヒン

トが示されているからである。

## 2. 被爆者と非被爆者の間の境界線

### (1) 増岡敏和のわだかまり

詩人増岡敏和は、被爆者でないことと原爆にまつわる詩を詠むこととの狭間で葛藤していた。彼は、原爆が炸裂した時、甲種飛行予科練習生として四国にいた。26日後に広島に帰郷し翌日から広島中を歩き回った。家族を含め当時会う人はみな被爆者で、被爆体験を聞くたびに「憤りながら申し訳ない気持ちに」、また自分が広島を語ることに「あるおこがましさ」を感じていたという。原爆詩人と称される峠三吉や深川宗俊らとともに「反戦・反帝・反原爆の文化運動」を推進してもそのわだかまりがあり、詩をなかなかかけなかった。その当時の心情を次のように述懐している。「そんな私の韜晦し逡巡する姿は、仲間から批判を受けたりしたのですが、その批判を正しいとしながらも、心は狷介にも、直接被爆とその後の苦しみを等しくしていない以上「もっともらしく被爆者の顔をするな」と呻いていました」。しかし、ある転機が訪れた。「それが十四人の少女の全滅の証言から、頑固な私の呻きは爆発したのです。この体験は私のこのことに関わる長い低迷の転機になりました。しかもこの「虹」の中の三編（「虹」「全滅」「念仏おじいさん」）が日本共産党創立七十周年記念文芸作品の詩部門に入選しました。それも励みになりました」（増岡 1993: 113）。

彼が一つ目の転機と述べているのは、ある女性の証言である。彼女は投下直後、逃げ延びた川原で14人の小学生と1人の女教師が息絶える現場を目撃した。被爆により判別のつかないほど火傷を負った少女たちは両親が助けに来てくれることを願い教師に促されて自分の名前を叫んだものの力尽き、その声は次々と消えていったことを、彼女は被爆体験の一部として語った。それに対し、増岡は「一人のいのちの名」がいかに尊厳に満ちているかを思い知らされ、私の全生が激しく揺さぶられたと振り返ってい

る。この話を基に構成されたのが「全滅」であり、それを含む6編が「虹」として成立している。他5編も彼女の証言がベースとなっており、増岡にとってそれとの出会いがいかに重大であったかが推し量れる。

彼の詩集『虹の碑』にはその「虹」他、転機が訪れる前のわだかまりが表現された「負い目」「挨拶のように」、湾岸戦争、自衛隊の海外派兵問題にまつわる作品などが収録されており、核廃絶の思いを基調にした彼の心情を歴史的に追えるような構成となっている。書のはじめには、親交の深かった、東京都被爆者団体Tの元会長（故）田川時彦の言葉（「序 死者のために生きる」）が添えられている。その中で田川は増岡のわだかまりについて諭すかのように述べている。「いつだったか増岡さんは、（被爆者である）わたしたちに、「なぜ俺を被爆者に入れないのだ」と食ってかかるようにおっしゃったことがあります」。彼の作品「心願の座」には、「私の胸の中にも母と妹の写真を掲げ」「私も座らせてもらい身動きもしないでいた」という件がある。「原爆死没者に対する遺家族の悲しみ、苦しみ、怒り、そして負い目は、まったく被爆者と同じものなのです」（増岡、1993: 2, 括弧筆者）と。彼は増岡が先述した運動などにおいて原水爆禁止でたたかってきた経験を踏まえ、「ヒロシマ・ナガサキの怒り」を共有する者、同じ心情を抱く「人間」であるならば、被爆者であるか否かの差異は関係がないことを示している。

増岡がわだかまりから完全に解放されたかどうかはわからない。「転機」「励み」になったとしか記されていないからだ。しかしここで確認できることは、1つ目に、彼にとっては、非被爆者であることにこだわらざるを得ない状況がある、ということである。これは先述した土田にも該当することである<sup>3)</sup>。ただ、増岡には非被爆者であるけれども被爆者に何とかして同化しようという意思が存在する。これが2つ目である。その意志は強迫的ともいえるもので、わだかまりの一因にもなったであろうが、田川の言葉のある程度受容したと解釈するならば、彼は「いのち」や「人

間」といった普遍的で本質的なものによる同質性に気づかされ、それを足場に据えることにより一先ず落ち着いた状況にあると思われる。

## (2) 2つの認識作法：越えがたい「溝」と「線引き」

この2つ目は、換言すると、被爆者と非被爆者の間の境界線に対して、ヒロシマ・ナガサキの表現者がとり得る態度の一つである。「一つ」と記したが、単に複数あるうちの一つという意味ではない。この態度は表現者に限らず「ヒロシマ」「ナガサキ」に関わる大半の人びとに見受けられるからだ。だが、研究者に限っては方法論的にある限界を抱え込まざるを得ないと思われる。これは以下で取り上げる、筆者の調査経験に裏付けられた見解である。ただ、その経験の記述に入る前に、ここでは好井の議論を踏まえ、境界線について若干の整理を行いたい。

好井(2006)は、特撮怪獣映画のなかで原水爆がどのように語られ表象されてきたのか、その変遷を例証するなかで、次のように言及している。毎年8月が来れば、原水爆に関連したドキュメンタリーがテレビで放映され、それによりしばらくの間わたし達の日常のなかに余韻を残すものの、煩雑な日常を過すうちに、「社会問題の一つとして整理され、私たちの記憶の棚にしまいこまれてしまう」。これは「原水爆、核廃絶という社会問題をめぐる常識的で定まった「啓発の回路」のなかで進行する営み」である。それは、原爆関連の出来事に直接関わり意味をこめて生きている人にとって「定型」化されたものの反復では決してないだろうが、多くの人々にとっては「啓発の回路」のなかの「定型」であり、「定型」であるからこそ安定した意味をもつ、出来事の反復なのである(好井, 2006: 39)。彼の分析対象は特撮怪獣映画内の「過剰で粗雑な原水爆イメージ」であり、「啓発の回路」とは異なった形態で私たちの日常の中に息づいているものとして、その諸相を考察することを好井は提唱しているが、筆者がここで着目したいのは、「啓発の回路」である。

「啓発の回路」についてはこれ以前の論文の中で別様に表現されている。「ヒロシマ」<sup>4)</sup>には適切な理解のされ方がある。「年に一度、8月が来れば「ヒロシマ」を思い出し、一般的な平和を願う重要な手がかりの一つとして、普段は考える必要のない「問題」の一つとして、私たちが非日常の「思考」「問題」の棚へしまっておけるような意味での「適切さ」<sup>5)</sup>（好井，2004: 98）があり、それは「一般性」を備えた理解と云う。現状認識として、社会にはその一般的な「ヒロシマ」理解が過剰に存在する一方で、理解の作法として希少ではあるが、他方で人びとが体験したできごとをめぐる具体的な理解が存在する。それは新たな証言や事実として事ある毎に更新されるも、「適切さ」を兼ね備えた「ヒロシマ」理解によって飲み込まれ、脱色されていくという。好井は体系的に論じる能力はいまはないと断っているが、具体性と一般性の関係から捉えられる「ヒロシマ」は、少なからず先述の論考よりも理解可能であろう。「啓発の回路」は、一般的に適切だと見なされる「ヒロシマ」理解の作法を示している。

結果的に大半が一般性へと収斂する対立項として具体性は捉えられているが、彼の言及する具体性には、「ヒロシマ」を理解する際に大抵の人びとが不可避的に取らざるを得ないような認識論的な視座が示されており、注目するに値する。この点を続けてみてみよう。好井は、映画『ひろしま』（関川秀雄監督・日教組製作、1953年）の映像を書き起こした時、原爆投下直後の街や人の「凄惨さ」が伝わってこないことを感じたという。そして、「「原爆の真実の姿」、被爆直後の惨状をできるかぎり伝えたいという意志」は、映像から溢れ出ているものの、それが強ければ強いほど、「“整然とした”印象」を抱くような絶命の描き方のように、「ひと」が崩壊し尽くしてしまう凄惨さは描けないことが鮮明になり、「描いてはならない、という人間的な意志」が一方で働いていたのではないかと想定する。もし前者の意志を貫徹すること、つまり「原爆の真実の姿」を描くことが可能ならば、それは「私たちの“常識的な情緒”の域」をたやすく

超えていく営みだろうが、果たしてそれは可能か、と推測している。これは「具体性」の認識の過程の一端を示していると言い得る。「具体性」は、「人間的な意志」が稼動する中で、常識的な情緒の内側に留まってしか描かれないのである。それが一因となるためか、圧倒的な迫力を兼ね備えていても、「一般性」に飲み込まれていくという流れを経ることになる。

以上、「ヒロシマ」理解における「具体性」と「一般性」について概観してきたが、好井の見解は分析対象とした映画以外にも妥当するのではないかと思われる。勿論「ヒロシマ」全体を示しているとはみなせないが、その一端を大づかみ程度に捉えていると思われる。そこで、やや強引ではあるが、被爆者との間の境界線に対する、非被爆者側からの2通りの認識作法として読み換えてみたい。前者は、非被爆者が被爆者の真相をなんとか理解しようと様々な実践を試みるも、結果はどうであれ本当に捉えきれたのか判然とせず距離を感じてしまう様を表している。両者の間の境界線を、越えがたい「溝」として認識する作法である。それに対して後者は、被爆者は非被爆者の日常には介入してこない、非日常的な存在としてしか理解していない様を示しており、両者は「線引き」され分断される。この2つは全く無関係で相対立する両項として存在しているのではない。一スペクトラムの両端を指し示しており、あくまで概念的な2区分である。なぜならば、非被爆者が取りうる両姿勢は地続きであり、双方向的に反転する可能性があるからだ。そのあり様は次節の調査経験から示していく。

### 3. 体験者の特権性

本節では筆者の調査経験を取り上げる。本稿の問いである被爆者との向き合い方を示す一例であるためだが、それ以上の意図がある。これまでは、被爆者との間の境界線を非被爆者側の認識から示してきたが、経験を示すことによって、被爆者側からはそれがどのようなものとしてうつつて

いるかを捉えることができるからである。先取りするならば、体験者の特権性が関連している。

筆者はこれまで被爆者の戦後における人生の軌跡をライフヒストリー研究の観点から考察してきた。その際文献資料の収集とともにインタビュー調査も行った。人前で被爆体験を語った経験のある被爆者を主な対象者としながら、被爆し生きのびたことをどのように受け止め現在を生活しているか、どのようにその体験を語っているのかなどを基本的な質問項目としてきた。後者の問いは個人的な関心から生み出されているが、被爆体験とともにそれについても被爆者は毎回筆者とのやり取りを通して多くの語りを紡ぎだした。ここで取りあげる対象者は、共に数十年の経験をもつ Yさんと Mさんである。

#### (1) 「わからないでしょう、あなた方には」

長年にわたる「語り部」としての経験から、どの程度語りに時間を割ければ満足感が得られるかが話題に上った時に、Yさん（女性）<sup>6)</sup> は次のように語った。

Y: でも、ほんとに、もう、私たちが話すっていうのは限度があるからね。もうほんとに、羽の先付けたくらいしか話せないんですからね。うん、あれだけ話したって、ほんとに、あの時の光景は、もう見てないとわからないですよね。うん。①

語りに割ける時間は状況次第で、ある程度融通が利くものの、他者に言葉で「あの時の光景」を伝えることの限界に関しては、長い時間かけて語ったとしてもどうしても克服することが困難であることを示している。

体験した者にしか理解しえないという件に関して、原爆体験記や手記、自分史などの活字媒体からその存在を把握していた。そのためこの時のこ

の語りにそれほど驚きはしなかった。ただこの筆者の反応には、Yさんが筆者に対して直接「あの時の光景」の理解しがたさを問うたのではなく、それまでの「語り部」の経験を振り返る中で過去に相對した聞き手に向かって語っていたことが関係している。

しかし、次に示す、Mさん(女性)<sup>7)</sup>とのインタビューでは、その理解しがたさに直面することになった。ここで少しMさんについて説明しておきたい。Mさんは被爆体験を語ることは「ざんげ」であるという。あの日原爆投下後避難場所に逃げる最中に多くの人から助けを求められたにもかかわらず手を差し伸べなかったことを悔やみ反省の意味を込めて語っているのである。そして長年同じように語ってきたものの「ざんげ」になっていないのではないかと痛感させられる出来事があった。あの日助けなかった人びとがMさんの手や足を固定し取り巻いている「夢」を見たというのである。その「夢」をめぐるMさんの説明は二転三転へと揺らぐ<sup>8)</sup>。

M: やっぱり口ではどんな目にあたってしょうがないと思いながら、やっぱり怖いっていうのがあるんだなあと、自分で想うのはやっぱり人を助けなかったことですね。一人や二人じゃなかったから、私の場合は、でわたしはお水飲んでましたでしょ。原爆って言えば水なのに、私はお水だけは飲みましたからね、お水の中に座り込んで。それと助けてもらったのに、助けてあげなかった。一人で助かったんならそうは思わなかったでしょうけど、//うん// 助けてもらって助けて…やっぱり悪いことしたなあとこの思いが年をとって段々、近くなったように思います。

筆者(以下、\*): そうですか。

M: うん。これはやっぱり、あのう、これはわからないでしょう。あなた方には、ふふふふ。うん、これは無理もないです。

## 体験者と非体験者の間の境界線

\*: それは入院された時に、あのう、うなされてたっていうのがやっぱり強くあるからですか。

M: はい、あのう、あれを覚えてるのが怖い。何で忘れなかつ、忘れないのかなぁと思うくらい、怖かったですねえ。またあの通りの死に方するんだらうと。で、これは、あのう、言ってもダメです。分かってくださいっていうのも無理です。黙ってて聞いててください。(笑)。おそらく私みたいな思いする方もいるんじゃないですか。大勢の中にはね。

\*: うん。②

筆者は「これはわからないでしょう。あなた方には」という語りに真正面から相對せず、別の質問（「それは入院された時に、…」）を投げかけている。Mさんはそれに返答しつつも、筆者に（質問することによって）Mさんの語りを理解しようとするのではなく、ただ傾聴することを求めている。その後、Mさんは再度次のように語った。

M: …ですけども、人を助けてもらったのに、助けてあげなかったっていう、この思い出は、やっぱり私は、私、じゃないと分からないと思います。

\*: うーん。③

振り返るならば、この「うーん」には、Mさんからの（傾聴してくださいという）要求をそのまま受け入れたことではなく、「わからないでしょう。あなた方には」という語りには傾聴という態度を取るけれどもそれしか術がないのかというやりきれない思いが反映されている。各回2時間以上に及ぶ3回のインタビューと被爆者団体主催の催し物でのおしゃべりなどを通して、少しずつ親しくなりつつあると感じていた時で

あっただけに、この語りは衝撃的であった。

以上2つの例を取りあげたが、体験したものでないとわからないという言明には何度かさらされてきた。被爆者が語る体験すべてにではなく特定の現象にその言明は向けられていたものの、他の現象に関する語りに関しても果たして適切に聞くことができていたのか、揺らぎが生じることとなった。つまり、聞くことができたと思っても実際に語られたあらゆる事柄を理解することは到底不可能であると語り手である被爆者から突きつけられているように感じたのである<sup>9)</sup>。別様に表現すれば、筆者がその言明を、自己言及のパラドクスとして受け取ってしまった、ということだ。

## (2) 特権性を成り立たせる構図

この経験を先述した2通りの認識作法に照らして見てみよう。筆者は被爆体験やその後の人生経験などを当事者の視点から捉えようと試みた。だが、「わからないでしょう」という被爆者からの言葉によって、それを捉えるどころか、被爆者の視点には接近することができず非被爆者であることを意識させられることになった。つまり、被爆者との間に超えがたい「溝」を認識することになった、ということである。そして、これは容易にもう一つの認識作法、つまり「線引き」へと反転する。被爆者からのこの言明を完全に無視することによってである。要するに、調査経験を踏まえ、筆者が次に進む段階として両者の間の境界線に対していかに向き合うかが問われており、それ如何によって被爆者を非日常的な存在として囲い込む可能性がある、ということである。勿論、この道を選択しないことも可能である。ただ、その場合、非被爆者であることをスタート地点に、その先どうするかが求められる。土田のようにただ真摯に「溝」を認識するか、増岡のように本質的なカテゴリーで両者の差異を無効化するか、あるいは、そのスタート地点に立ちつつも、被爆者と非被爆者の二項対立図式

## 体験者と非体験者の間の境界線

を成り立たせている基盤そのものを相対化し新たなパースペクティブを打ち出すかなど、方法はいくつか思案できよう。しかしここで急いで解答を導き出すのではなく、もう少し境界線に関する整理をすることにより、見通しを明るくすることにしたい。まず、体験者の特権性について3人の論者に依拠して考察し、次に、若干迂回路を経ることになるが、非体験者を世代という観点から大まかに整理する。

体験者の特権性については、天野(2005)が参照に値する。彼女は、原水爆禁止運動が党派的な介入により動揺し幾つかの団体へと分裂していった中で、追い込まれながら踏みとどまった原水禁広島母の会の活動に着目し、体験者の特権性をもつ意味について分析している。「体験したものでないとわからない」という言葉は、最初は被爆者同士の相互理解を深める意味で使われ、次に体験を語ろうとして語りえない自らの表現力への絶望を意味することばとして使われた」(天野, 2005: 110)。天野は、被爆者にとってこの言葉が歴史的にどのような意味を帯びてきたかについて指摘している。明示的ではないが、被爆体験が被爆者の間だけではなく、それを語るという実践が記されていることからわかるように、非被爆者との間においても共有することが社会的に要請される、そのような時代状況にあることが垣間見られる。戦後60年を経た今日ほどではないにしろ、ヒロシマ・ナガサキの風化や体験の継承が語られる中で、特権的な意識のありようも変容していったということである。ただ、川口(2004)やホセア(2004)と照らし合わせたとき、被爆者を構成員とする比較的閉じた団体の内部に焦点を当てているということもあるが、天野にとっての非被爆者は、被爆者のパースペクティブから捉えた想定上の他者であり、非被爆者にとって特権性がどういったものとして存在しているのかについては視野に入っていない。

川口とホセアが対象としているのは、原爆文学という領域である。限定的ではあるが、特権性の有り様を如実に示していると思われる。彼らは、

この領域には、被爆者が持つ「体験者の特権意識」が被爆者自身や非被爆者の文壇の編集者らの「聖視」により保持される構図が、長年存在していることを指摘している。被爆者にしか体験を理解することは到底できないという「特権意識」に対して、非被爆者は無条件に崇め奉り、彼/女らのいうことに服従する、というものであり、被爆者と非被爆者両者の働きかけにより成立している、ということである。そして、この構図の存在が原爆文学研究の発展を阻止してきたことを彼らは暗示している。

非被爆者が被爆者の体験の理解しがたさのある程度受容していなければ、体験者にしかわからないという言明の効力は失われ成り立たないという指摘は重要である。だが、勿論非被爆者の働きかけはこの構図を構成する一要素でしかないことは強調しておきたい。また、この言明は、歴史的に長く語られてきたことから、「聖視」というまなざしの幾分結晶化したものが社会内部に定着したことにより、その時々を実存的に非被爆者を必要とせずとも成り立ちうるとも考えられよう。しかし、たとえ一要素であっても構図を作り上げているならば、その働きかけに着目して構図の有様を捉え直す可能性は残されていよう。先述した二項対立図式の基盤そのものの問い直しは、一案として、ここからはじめられるかもしれない。

### (3) 世代間関係と世代内関係

「これはわからないでしょう。あなた方には」。ここで注目したいのは後半部分である。Mさんは、この言葉を発した時、筆者を「あなた」ではなく「あなた方」と呼んでいる。Yさんも一つ目の引用箇所、直接的には言及していないものの、文脈上自分を「私たち」と称して聞き手の筆者を「あなたたち」と暗示している。インタビューの中では、調査者と対象者の関係が複数形の主語でもって表象されることは珍しいことではないが、被爆者へのインタビューでは、特定のテーマが中心的話題となっている場合には、その様相が頻繁に見受けられる。勿論複数形の主語が使用さ

## 体験者と非体験者の間の境界線

れていない場合もある。ただ、それが明示されていなくとも文脈上同等の効果をもつことはある。そのテーマとは、被爆体験の継承である。継承されるべき体験の内容はいかにという問いもさることながら、継承者はその体験を受容し少なからず理解することが求められるため、体験の理解しがたさとは関連性があるといえよう。以下筆者のインタビュートランスクリプトを基に見ていこう。

まず、被爆者から体験の継承者であるとどのように捉えられるか、それを確認しよう。Yさんへのインタビューで終わりにさしかかったとき、彼女は次のように語った。

Y: だから、今年は広島ももう語り部の会を解散したっていってましたもんねえ。だから、ほんとに、だんだんと忘れられていくから、あなた達みたいな貴重な。ほんとに。貴重ですよ。だから、大学行って話したら、あなた達に期待して、もう、あれだから話してねっていったら、まかして下さいってみなさんおっしゃって(笑)。④

この時は変則的に他大学の学生と共にインタビューを行ったために、筆者らを指し示す言葉が「あなた達」となっている。この箇所からは、いくつかの語り部の会が解散することが示すように社会から原爆及び被爆者が忘れられていく中で、体験を聞こうとする「あなた達」の存在は「貴重」であること、そして、同じように聞き取りを行った大学生が体験を語り継いでいくという意志を表明したように、「あなた達」にも語り継いでほしい、つまり体験の継承者になってほしいという「期待」をYさんがもっていること、が示されている。

Mさんへのインタビューにおいても同様のことが語られた。東京の被爆者団体の一員として参加した平和運動について話を聞いていた時、ウエ

イターの介入によりインタビューが一時中断した。その直後 M さんから発せられたのが次に引用したものである。

M: ほんとにね、あのう、やっぱりお若い方じゃないと駄目です。ですから、おたくたちのように、こうして、ま、いろいろと、支援もなさってくださってるし、いろいろ調べてくださるっていうのは、ありがたいですね。どうしてもあなた方が伝えてくださるだろうと思います。やっぱりお若い人が、ごめんなさい、あのう、一人で(しゃべってしまって)。

\*: いえいえ。… ⑤

ここでは、筆者は支援者であり調査者であり、そして「お若い」がゆえにできること、つまり今後体験の継承者になることを願って M さんは語っていることがわかる。

次に複数形の主語が用いられる状況を確認してみよう。M さんへの 2 回目のインタビューで、現在進行中の「原爆症認定集団申請・訴訟」運動から平和教育へと話題が移った時、筆者は戦争に対する「危機感」の有無について逆に質問された。

M: [息子が兵隊に取られないように平和運動に熱心に取り組んでいる、ある組合の方について述べた後で] あなたなんか危機感感じますか？

\*: 危機感？

M: 危機感っていうのは、兵隊にとられるっていう危機感よ。ご自分の命のことよ。ふふふふ。まだそこまでないですか？

\*: 危機感は、なくはない、というところですね。どうしても、テレビとかで見ると人事だと思ってしまうんですけど、とってしまうんです

けれども、ま、でも、それが全く他人事かというところ、そういうわけじゃなくて、やっぱりこうお話を聞いたりとかそういったものを読んだりとか、そういったものに僕も感情移入する方なので、// あぁ// やっぱりその時の怖さっていうのは、その人並ではないですけども、僕なりに感じますね。危機感、なのかどうかはちょっとわからない。

M: という言葉はあてはまらない？

\*: んー

M: 危機感なんていうのは、私どもが言う言葉で、ほんとにそう  
ねえ。いや、私どもは、あら、またあんなになっちゃうなんて、  
すぐ危機感になるんですよ。だけど、あなた方、でもね、この前  
あなたに話したかもしれない、渋谷で、…〔原爆反対の署名のお願いとピラ配りをした時に原爆や9.11について知っていながらも他国と戦争になった時には兵士として参戦すると述べた高校生たちがいたことを語った後で〕…私たちは、どう判断していいかわからないです。// うーん// 何もかも知っての上だなと思いましたから。でもまぁ、ほんとに…軍隊が出てないように祈るだけだけれども、でも、ふっと考えたら、私どもは軍隊がいる頃に  
生まれて、軍隊の中で、軍隊のあるっということあたり前にして  
育ったんだけど、今の、私たちの、あのう、孫ですね、今の息子  
子、息子達は、その時に、急に軍隊でもできたら、どういう気持ち  
になるんだろうかなあ、と、わかりもしないことを、ははは、  
暗中模索って言ったらおかしいけども、考えてはみたり、私たち  
もまとまらないですね、友達と集まった時に、ね、私たちの孫  
も、もし、軍隊ができてとられたら、私たちの子どもはね、軍隊の知らないで育った子どもたちが、自分の子供たちが軍隊ができてとられるっていうことがなったら、どういうことになるんだろ

うねって話し合ってみたり、結局、あのう、結論もでないし、話し合うってこうして、井戸端会議みたいに話し合ってみることはありますけどね。何にも出ないでまますけどね、話の種にはでるんですよ、やっぱり、その時に私たちの子どもがどう思うだろうね、あ、自分の子どもが軍隊が出てきて、とられたって言う自分たちがそれはなかったけど、自分たちの子どもたちがとられたらどう思うだろうね、そうようねっていうふうに、交わすだけで、ああだろうね、こうだろうね、って、だけで何にも、話が通り過ぎてしまうんですけどね。でも、話には、フッと、年寄り同士の茶飲み話の中には出るんですよ、やっぱりそういうことがね。⑥

Mさんは目の前にいる筆者を「あなた方」と名指し、自身を含む「私ども」「私たち」に対置させている。「あなた」ではなく、「あなた方」と複数形になったことは、上記のやりとりとMさんの解釈の仕方に即す限り次のように分析することができよう。「危機感」を感じるかという質問に対する筆者の返答を受けてのMさんの語りには、自分が「危機感」を感じるのは「軍隊のある」生活が当然視されていた時代を生きたこと、つまり時代の共有性が関係しているということが示されている。ここでは省略したが、続けて、渋谷で出会った高校生を例に出し、原爆を知識として知っていることが、必ずしもMさん自身を含む被爆者と同じ認識をもつことに繋がるとは限らないことを、さらに、「私たち」「年寄り同士」の「茶飲み話」の中で、もし「軍隊のある」生活に息子・孫たちが投げ込まれたらどのような対応をするのか結論が出ない、つまりわからないということを述べている。この2つの例は、知識として知っていることと身体をもって知っている(=体験している)ことは異なることであり、且つ筆者を代表とする「あなた方」に時代の共有性という点から高校生たちと息

子・孫たちも含まれることをも示しているのである。以上のことをまとめると、このインタビューでは、対象者の被爆者と調査者である筆者が、ある時代の体験者（の代表）と非体験者（の代表）、つまり体験世代と非体験世代という関係になっているのである。

一般化するまでには至らないが、インタビューの中でこの世代間関係が見受けられるのは現代に特有のものではないだろうか。まず対象者がインタビューの場をどのように認識するかという点が関係している。インタビューは社会科学的な調査目的をもった実践であり体験の継承が第1の目的となることはない。しかし、これはインタビューを研究者側から捉えた時の見解であって、対象者である被爆者がそれを必ずしも同じようにみなすとは限らない。インタビュー調査の趣旨などを対象者に説明したとしても、調査者が彼/女らの認識を完全に統制することは不可能であり、体験の継承の場として認識される可能性はあるといえる<sup>10)</sup>。

そして、現在若者の多くが被爆者に聞き取りを行っていることからの影響もあるだろう。2003年から被爆者、弁護士、医師、支援団体が協力して取り組んでいる「原爆症認定集団申請・集団訴訟」<sup>11)</sup>運動では、その運動の更なる発展のために行われていることがある。「ヒロシマ・ナガサキを語り継ぐ」ためという目的とともに、地域レベルでの「聞き取り語りつたえ」運動が実施されており、今まで語ることのなかった被爆者にも語りの機会が多く与えられているのである<sup>12)</sup>。勿論これ以前にも被爆体験を語る・聴く（綴る・読む）活動は存在していたが、運動と称して多くの人びと、特に若者の参加を促し継続的に実施されているのが今回の特徴である。背景には、あの日を生きのびた被爆者、ひいては（1931年から1945年までの約14年間にわたり続いた）戦争を体験した者の多くが亡くなり、その世代そのものの不在が近づきつつあるという現実がある。体験継承の声が一段と強く叫ばれている中で、意識的に継承の受け皿を確立させ、不在となる前にそれを実現させようという意図が見受けられる。こ

の現実が対象者の被爆者に影響を与える可能性は否定できない。

その点との関連で、筆者が被爆者との間に2世代以上の差があることは指摘しておく必要がある。若者の部類に入る筆者に対して、特に被爆者団体の一員として日々運動の前線に立って活動している被爆者が、何より体験の継承を願うことは、容易に想定できる。実際にこれまで出合った10数名の被爆者の大半から同様のことを伝えられた。

以上、世代間関係について検討してきたが、これとの対比で、同一世代内での被爆者と非被爆者の関係（世代内関係）の存在を想定することができよう。例として、土田や増岡が上げられる。だが、ここでは仮説として提示しておきたい。体験者の特権性も含め被爆者側からのまなざしやそれと非被爆者である彼らの関係性について十分な検証をするに至っていないからである。その存在を示すにとどめ、内容の考察は今後の課題とする。

#### 4. 被爆者にいかに対峙したか：石田忠，濱谷正晴

被爆者を対象とした調査・研究は1950年代初頭から多くの人文・社会科学者によって主に共同研究として行われてきた。広島大学原爆放射能医学研究所の志水清，湯崎稔らによる「被爆者の社会医学的研究」から「被爆地復元調査」への継続的共同調査や，米山桂三，川合隆男ら慶應義塾大学社会学グループの「被爆地広島の世界変動調査」がその代表といえよう。また旧厚生省によって1965年にはじめて全国的な被爆者調査（「原爆被爆者基本調査」「健康調査および生活調査」）が実施され，その附帯調査として慶應義塾大学中鉢正美（広島），一橋大学石田忠（長崎）による生活史調査も行われた。これらは「〈原爆被害の全体像〉の再構成，もしくは〈原爆体験の思想化〉という課題」の取り組みとして実施されてきた。

また，個人による研究としては，例えば被爆者の原爆に対する直接的・間接的な心理的反応を概観したR・J・リフトン（『死の内の生命』）や，戦

災孤児を構成員とする「あゆみグループ」を実質的に支援した中野清一による研究（『広島・原爆災害の爪跡』）、広島の記事景観において産出され競合される国民国家イデオロギーの解体を目指した Naono Akiko (*Embracing the Dead in the Bomb's Shadow*), 原爆小頭症患者とその家族からなる「きのこ会」の歴史的軌跡をおった齊藤とも子（『きのこ雲の下から、明日へ』）などがある。

被爆者にどのように対峙したかという問いは、それこそ上述した全ての研究者に差し向けることが可能である。だがその問いに対応可能かどうかは問題となり、物理的に史資料を残していることが条件となる。つまり、研究の枠組みや方法論、立場性 *positionality* などを明示的に省察している研究者に限られる<sup>13)</sup>。本稿では、石田忠と濱谷正春の研究を取り上げたい<sup>14)</sup>。彼らは被爆者の生活史研究を行うにあたり、意識的に調査手法を吟味し確立させている。彼らの被爆者に対する向き合い方を検討する上で、その言及は十分な参考資料であると言える。

石田忠は、長崎で被爆した福田須磨子を対象に、被爆者特有の精神のあり様をなぞる概念と理論的仮説を構築した<sup>15)</sup>。その概念とは、〈漂流〉と〈抵抗〉の過程である。前者は、被爆後生き延びたにも関わらず心身の苦悩を強いられたことにより精神的荒廃に陥り、自己を「人間」と「社会」に対して「傍観者」の位置にしか置けないという状態である。後者は、その前者の過程に抗いながら、自己を「被爆者」として位置づけ「世界とのつながりを再取得する」（石田、1973: 35）過程である。仮説としては、その〈漂流〉から〈抵抗〉へと〈飛躍〉していくことが、「〈原爆体験の克服〉」につながり、〈反原爆〉の立場に立つことができる。その際〈抵抗〉から〈漂流〉へと舞い戻ることもあると彼は指摘している。

この2つの概念は、次のように問われる。「原爆は人間に何をしたか、そして人間は原爆に対して何をなすべきか」。前者は、〈漂流〉を捉えることを、後者は〈抵抗〉の可能性を見出すことを目的としている。そして、

2つの問いは別個に存在しているのではなく、相互に密接に結びついている。なぜなら、〈抵抗〉の立場に立たなければ、〈漂流〉を捉え損ねるためである。さらに、客観的に「原爆の人間的意味」を捉えるならば、社会調査家も〈抵抗〉の立場に立たざるを得ない、という（石田、1986: 143）。

社会調査家も、被爆者の到達すべき立場である〈抵抗〉の立場に立たなければならないという当為性。それには、石田が「人間」という言葉に込めた想いと意味が関係している。それについて見てみよう。

石田が被爆者に初めて出会ったのは、1965年の厚生省調査だという。原爆医療審議会の委員となり調査に従事する事になったが、それまで被爆者を対象とした研究は行ったことがなかったため、まずは争点は何であるかを手記や文献から学んだ。そのことにより社会保障か国家補償かが争点であることがわかった。

厚生省調査を実施するも、「一般国民と大差ない」という結果におわった。これだけでは「被爆者の期待に反する」という思いから被爆者の立場を明らかにした。1968年「原爆被害者の〈立場〉」という論文の中において、である。そしてそれに対して社会調査家のたつべき立場について書いたのが、1970年「社会調査家の〈立場〉」である。

手記などから、石田は「被爆者に見られる人間不信とか生きる目標の喪失とかいった「精神的荒廃」が一つの法則的なものとして存在しているのではないかと」（石田、1986: 139）考えた。自身は非被爆者であるけれども、同じ状況に直面させられた時には同様に「精神的荒廃」に陥るのではないかという恐れ、それを感じ取る可能性が否定できないことを痛感した。このことから彼は「人間」を発見したという。さらにその状況を作らせないよう努力することも、「人間」の基本的な作業ではないかと。

このことは、先に示した「社会調査家の〈立場〉」（石田、1970→1986）にて明らかにされている。被爆者の渡辺千恵子は、「同情されるのも、されたのを受け入れるのも真平だ」と語る。「受け入れる」ことは、

自分個人のことだけを考えることであり、彼女は、むしろ被爆者全体のことを考えるべきと語っているのだ、そして、この「被爆者全体のこと」を考えることとは、原爆に対する「人間」を考えることとイコールであると、彼は捉える。

さらに、石田は（当時）日本被団協事務局次長の吉田一人氏との対談の中でこの点について説明している（石田、1986）。原爆被害は被爆者の心にどのように働くのかを多くの体験記から検討すると、原爆は被爆者の生きる意欲まで喪失せしめる効果をもっていることがわかる（138）。しかし被爆者は自身の体験をもとに原爆被害に抗うことも可能であり実際にそうしている被爆者が存在する。つまり「原爆被害が人間精神の変容までももたらすことに対して抵抗するか、そのまま流されていく方向に自分の思想をつくっていくかによって違いが出てくる」のではないかと（139）。そして、この精神の流れは、渡辺個人にではなく、人間という言葉に置き換え一般化する傾向・法則として考えられるのでは（139）、と語っている。

以上、「人間」に焦点を当ててみてきたことをまとめてよう。一つに、被爆者の〈抵抗〉へと連なる精神のあり様を「一般化」しようという意図が「人間」という言葉には込められている。被爆者は〈抵抗〉の立場に一度立てば〈漂流〉の立場へともどる、つまり「精神的荒廃」には陥らないわけではなく、両者の立場を行ったり来たりすることを余儀なくされる。後者の立場では、個人の内に閉じこもってしまうが、前者の立場では、〈反原爆〉という姿勢を取るという点で共通項が生まれ、共に抗う同士を得ることができ、複数形の被爆者たちとして連帯することが可能となる。ここまで石田は説明していないが、彼の文献を読む限りその意味が込められていると思われる。

ただ、これ単なる憶測だとは言えない。その連帯には、社会調査家も参加することが求められているように感じるからだ。社会調査家も、被爆者

と同様「人間」であるため、同じように「精神的荒廃」に陥る可能性は捨てきれない。それならば、〈抵抗〉の立場に立ち、〈反原爆〉の姿勢を取るべきであるし、人間であるならば必然的にそのようになることを、彼は示している。つまり、非被爆者であっても、「人間」という地平で、被爆者と同じ立場に立てることを石田は提唱している。これが、2つ目である<sup>16)</sup>。

非被爆者であることを意識せざるを得ない状況に見舞われたかどうかは、その言及が存在しないためわからない。しかし、増岡の対峙方法を参照するならば、「人間」という誰しもが否定することのできない共通性を持ち出したことに、被爆者との間の溝を何とかしようという姿勢が垣間見られる。

石田忠の教え子である濱谷正晴も、同じ認識のもと研究を行っている。石田忠の方法に対して濱谷は説明を加えている。彼は、原爆被害者が抱える現実を「問題」と認識し、「原爆被害」と「戦後の政治被害」の両面から把握すべきものととらえ<sup>17)</sup>、その社会「問題」の解決に向けて適切な調査方法論を展開している（濱谷、1975）。石田忠のいう「〈対話〉」には、調査者と調査対象者の両者の社会的関係の上に調査が成立することと〈目的の共有〉という問題がこめられていると解釈している。そして、福武直（『社会調査』1958、岩波書店）を批判しながら、『調査される者』と「対等な関係」をつくることを推奨している。

彼の方法が顕著に現れていると思われるのが次である。被爆者運動の進展において重要な転機となった1977年の国連 NGO 主催の被爆問題国際シンポジウムの成果と今後についての論文の中で濱谷は以下のように記している。

…ここにおける社会科学者の責務は、事実を憐れみや同情の対象としてでなく、全面的にその人間的意味において提示することであり、そ

れを問題の具体的な解決に、すなわち、援護法要求の実態的・政策的な論拠をねりあげることに結びつけることである。そしてその際、…被爆者のになう課題がわれわれ自身の課題でもあるような共通の土俵を作り上げることが必要である。共通の土俵はいかにして可能か。（濱谷，1977: 133）

この「土俵」を探るために、シンポジウム宣言が参照されている。そこには、原爆投下は「すべての人間に対する犯罪であるという思想」が盛り込まれており、核兵器に異を唱える者ならば、「共通性と連帯」が得られると、濱谷は解釈している。

石田忠や濱谷正晴は、(旧)厚生省の原爆被害者調査や日本被団協による調査に社会学者として参加し、国家補償に基づいた被爆者援護法を制定させるためにその調査結果を活かし理論的な後ろ盾を確立させたという事実<sup>18)</sup>がある。このことから、その理論構築のために「共通の土俵」をつくりあげてことを「社会学者の責務」としていたことは理解可能であり納得のいくことである。

ただ、運動を推進するためという目的の範囲内で妥当する見解であることは強調しておきたい。彼らの「人間」に基盤を置く調査方法論は科学的にある弱さを露呈している。科学者であることにどの程度意識的であるか、この点が盛り込まれていない。同じ「人間」であっても、対象者との非対称性は構造的に免れえず、それを押し隠すことはできないはずだからである。「人間」であると同時に科学者としてはどのように被爆者に向き合っているか、この点を明示する必要はあるだろう。

## 5. おわりに

以上、筆者の調査経験も踏まえて、被爆者と非被爆者との間の境界線や対峙方法について整理し検討を加えてきた。最後にこれまでの知見を活用

し現時点での筆者の構想を提示することにしたい。

筆者の前には、非被爆者であることをスタート地点にその先どうするかという問いが置かれている。前節で検討した石田の方法論を、弱さを改善させた上で踏襲することも可能かもしれない。しかしその時「人間」という共通の地平を持ち出すことが問われる可能性がある。筆者の構想は以下である。被爆者を一生活者として捉え彼/女らの日常性を基底的に見据えた上で、彼/女らがどのように被爆者となっているかを問う。非被爆者であることはある程度意識しつつも、被爆者との二項対立図式を成り立たせている基盤を問い直すことが可能となるのではないかと考えている。先述した、2つの認識作法の一方である「線引き」からは、研究論文の執筆の場合でも免れえない。その道に至る可能性をとりあえずは絶つことがこの構想の重要な点としてある<sup>19)</sup>。

筆者のこの構想は実は土田から多くの示唆を得ている。土田は、ある対談のなかで、1979年の作品を制作した際、徹底的に自分の情感を排除して作業したと語っている。なぜなら、「とくに、「ヒロシマ」の場合、私的な情感でやっていくとおかしくなってくる」(土田, 1983: 301) からだという。被爆者との間に「深い乖離」を感じざるを得ずその前では立ち尽くすしかないのは、この禁欲的な態度が関係しているのである。

ただ勿論そのまま模倣することはできない。排除しようとしても対象者との関係や相互行為において、彼/女らからどのような反応がくるかまで統制することは不可能だからだ。方法論や立場性などに意識的であることが彼と異なる点であり、現在この分野の研究者として求められる姿勢であろう。

付記: 本稿は、日本オーラル・ヒストリー学会第4会大会(於東京外国語大学, 2006年9月24日)での報告原稿を大幅に加筆修正したものである。

註

- 1) 29名の対応の取り方は、2回とも同意17名、撮影辞退→許可2名、撮影辞退→電話取材1名、取材辞退→空白1名、2回とも撮影辞退1名、撮影辞退→取材辞退1名、2回とも取材辞退1名、死没4名である。
- 2) 暫定的に、1945年の広島・長崎への原爆投下にまつわる様々な現象に関わりのある人びとを指している。被爆者や遺族、支援者、原水禁運動関係者、研究者が例として挙げられる。ただ、本稿の限界点でもあるが、日本語を母語とする日本国籍取得者に限定している。
- 3) 「原爆の凶」の歴史的考察をおこなった小沢節子にも該当する。1996年に米山リサの論文（「記憶の弁証法」）が雑誌『思想』に掲載されたのを衝撃を持って受け止めたという。なぜなら「非体験者、部外者」の米山が原爆研究をしているからである。彼女が可能であるならば、同じく非被爆者である自分自身にとってもそれは可能であり、研究してもよいことだと思いうに至っている。原爆文学研究会（2006）参照。
- 4) 「ヒロシマ」の明確な定義はされていない。映画のなかでどのように「ヒロシマ」が描かれてきたのかについて好井は考察しており、「ヒロシマ」それ自体が対象であるからだ。対象の映画作品によって、「広島という場所で起こった歴史的なできごととしての被爆、その後の人々や社会のありよう」を意味したり、「象徴的、さらにいえば極めて硬直したステレオタイプ」の意味合いを帯びたりしている。
- 5) 好井は「ヒロシマ」に“気づかされ”，その後再び“忘れ去っていく”という「螺旋」（好井，2004: 115）とも言い換えている。
- 6) Yさんは、東京の被爆者団体Tの相談員から紹介を受けた1人である。以下示す①と④は、1回目のインタビューである（平成15年5月29日於：団体Tの事務所が入っているビル2階の大広間）。
- 7) Mさんは、団体Tに調査依頼をしたときに一番初めに紹介された被爆者である。以下に取りあげる②と③は3回目のインタビュー（平成17年4月2日於：Mさん自宅近くにあるホテルの喫茶店）で、⑤と⑥は2回目（平成15年10月23日於：同じ）である。
- 8) その揺らぎのあり様は、拙稿（2006）で記した。ちなみに、Mさんは、2節の増岡にとって転機となったあの証言の語り手である女性と同一人物である。
- 9) またMさんが被爆体験を語ることを「ざんげ」だと称するのは、この現象

をめぐる語りに多くを負っている。そのため、この語りの理解不可能性は、Mさんの語り全体に該当するといっても過言ではないのである。

- 10) ただ、何よりインタビュー内容が何であるかが重要な要素としてあるのは否めない。内容如何によっては、文脈と体験の継承というテーマが合致しないことがありうるのではと考えられるからだ。しかし、その点を大幅に認めたとしても、「被爆者」という存在を研究対象に据える場合には、認識論的にある程度の枠組みが自ずと設定されその枠内で研究することが不可避免的に要請されるため、現代社会においてそのカテゴリーと親和的な継承の問題を無関係に扱うことは不可能である。
- 11) この運動は、「原爆症認定制度の抜本改善をきっかけながら、ふたたび被爆者を生み出さないため、原爆被害にたいする国の責任（＝国家補償）を明らかにする運動」である（『東友』228号付録，2003年10月25日発行）。また、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の代表理事会は、10月27、28日の会議で、運動を、「原爆被害を過小評価し核兵器保有国を支持する国・政府と、それを許さない被爆者・市民とのたたかい」として位置づけている。（『被団協』298号，2003年11月6日発行）
- 12) この「聞きとり語りつたえ」運動に焦点を当てた組織として、東京北区青年の会「ヴォイス」（10月13日結成）、原爆症認定裁判を支える医療系学生の会メディカルおりづるネット（通称メディづるネット，10月14日結成）、集団訴訟を支える青年の会・北海道（ピースボーイ，10月9日結成）などが活動している。（『東友』228号，『被団協』298号，2003年11月6日発行）
- 13) 勿論この点に関して直接本人に聞き取りを行うことは可能である。
- 14) 当初の予定では Yoneyama (1999=2005) も分析の対象としていた。しかし、彼女は自分の立場性に自覚的ではあっても、モノグラフの全体的な論調としてそれとは必ずしも相容れない様相が目につき、また筆者の推測を織り込まなければ考察が不可能となるため、見送ることとした。註13の方法を採用することは可能であるかもしれない。今後の検討課題とする。
- 15) 石田の理論に依拠して実証的に分析したものとして、児玉(1985)や笹谷(1987)などがある。
- 16) 中野清一も頻繁に「人間」という表現を用いる。ただ、石田のそれとは違いがある。現在のところ物理的に史資料を十分収集できていないため、以下触りだけを記すにとどめたい。彼は45年の8月6日、休暇中で家族の住む山口県の岩国にいた。その後当時の勤務先であった滋賀県の国立民族研究所へ戻る際列車が運行せず広島で立ち往生することになった。その際駅周辺を歩き

回ったためか低血圧症になったという。「原爆手帳を持ってはいないが、原爆都市・広島と私との深いつながりは、したがってまた、被爆した人たちとの「一体感」(連帯と呼んでもいい)は、8月24日に根ざし始めていた、といえるかも知れない」(中野, 1982: 8).

- 17) 濱谷(1971)参照。後に濱谷氏は「問題」を2つの側面に分けて考えることを自己批判している。濱谷正晴「解題」(石田忠『原爆被害者援護法—反原爆論集Ⅱ』)参照。
- 18) 政府は原爆投下が国がはじめた戦争により引き起こされたこと、その責任を認めよという1978年の最高裁判決や、援護法制定運動の高まりを受けて、1979年に国は原爆被爆者対策基本問題懇談会(基本懇)を設置した。その翌年意見書が提出され、戦争の犠牲は国民が等しく「受忍」すべきであるとされ援護法の制定は拒否された(「受忍」論)。つまり、被爆者対策は、結局「福祉」の問題とされたのである。このことを受け日本被団協は、後に被爆者援護法の制定に繋がる重要な枠組み「原爆被害者の基本要請」を作成した。この作成に被爆者及び両者をはじめとする科学者が多大な尽力を果たしたのである。
- 19) この観点は拙稿(2006)の中で若干示した。長年他者に向かって被爆体験を語ってきた2人の被爆者を取り上げ、その実践が日々の生活の中でどのような位置にあるかを簡単に記述した。被爆者でありながらも、家に帰れば一人の女性であり母、祖母であり、衣食住をめぐり日々さまざまな家事をこなしている姿を映し出そうとしたのである。

#### 引用文献

- 天野正子, 2005, 『「つきあい」の戦後史—サークル・ネットワークの拓く地平』吉川弘文館。
- 原爆文学研究会編, 2006, 『原爆文学研究 増刊号』花書院。
- 濱谷正晴, 1971, 「原爆被害者問題調査研究の歴史と方法」『一橋研究』第21号, 54-65。
- , 1975, 「調査における方法的立場」『一橋論叢』第74巻5号, 56-70。
- , 1977, 「被爆者援護の思想と課題—被爆者国際問題シンポジウムの成果と今後—」『季刊 科学と思想』26号, 125-34。
- ホセア・ヒラタ, 2004, 「創られた原爆詩人アラキ・ヤスサダをめぐる詩という言説」『日本近代文学』70集, 日本近代文学会: 187-196。
- 石田忠, 1973, 『反原爆—長崎被爆者の生活史』未来社。

- , 1974, 『続反原爆 長崎被爆者の生活史』 未来社.
- , 1986, 『原爆被害者援護法—反原爆論集 II』 未来社.
- 川口隆行, 2004, 「被害と加害のディスクール——戦後日本の「わたしたち」——」原爆文学研究会編『原爆文学研究』3号, 花書院: 2-22.
- 児玉克哉, 1985, 「原爆被災孤児の生活史に関する社会学的研究」『社会科学研究年報』1984年版, 178-99.
- 増岡敏和, 1993, 『虹の碑』日曜社.
- 中野清一, 1982, 『広島・原爆災害の爪跡』蒼林社.
- 土田ヒロミ, 1979, 『ヒロシマ 1945-1979「原爆の子」の30余年・土田ヒロミ写真集』ソノラマ写真選集 22, 朝日ソノラマ.
- , 1983, 『Hiroshima アサヒカメラ増刊⑨』朝日新聞社.
- , 1985, 『ヒロシマ』佼成出版社.
- , 2005, 『ヒロシマ 2005』日本放送出版協会.
- 笹谷春美, 1987, 「研究ノート 北海道の被爆者—戦争・原爆被害と戦後の軌跡—」『現代都市論の視覚』地域社会学会年報: 213-47.
- 八木良広, 2006, 「現在を生きる原爆被害者—被爆体験を語るという実践を手がかりに」『日本オーラル・ヒストリー研究』創刊号, 日本オーラル・ヒストリー学会 (Japan Oral History Association): 98-117.
- Yoneyama Lisa, 1999, *Hiroshima Traces: time, space, and the dialects of memory*. University of California Press. (=小沢弘明・小澤祥子・小田島勝浩訳, 2005, 『広島 記憶のポリティクス』岩波書店)
- 好井裕明, 2004, 「「ヒロシマ」映画を読む」『社会学ジャーナル』第29号, 筑波大学社会学研究室: 97-117.
- , 2006, 「ファンタジー化する原水爆そして原子力イメージ—ゴジラ映画・特撮映画というテキスト」桜井厚編『戦後世相の経験史』せりか書房: 18-43.